

令和8年度 病害虫防除情報

令和8年5月29日
発表：福島県病害虫防除所

**ナシ黒星病の発生が昨年より多くなっています。
発病部位の除去、薬剤散布を徹底しましょう。**

- 1 対象作物：ナシ
- 2 病害虫：ナシ黒星病
- 3 対象地域：全域

4 発生状況等

- (1) 5月中下旬の調査において、ナシ黒星病の果そう基部病斑の発生ほ場割合は平年並であったが、昨年と比較すると高かった（図1）。
- (2) 果実での発生が広域的に確認された（図2）。
- (3) **今後、降雨が多い場合には、感染拡大が懸念される。**

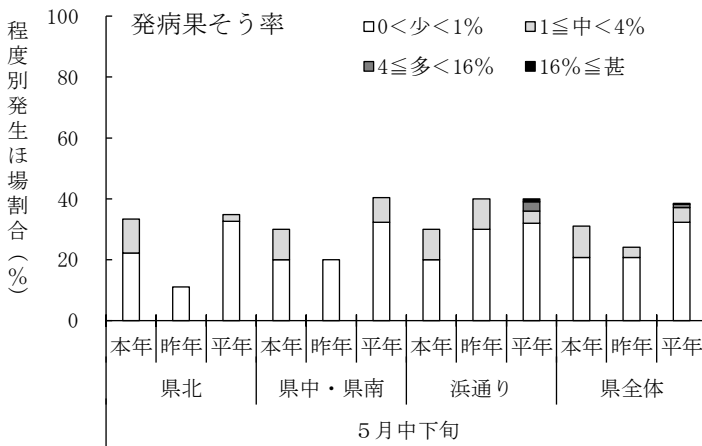


図1 ナシ黒星病の果そう基部病斑の発生状況

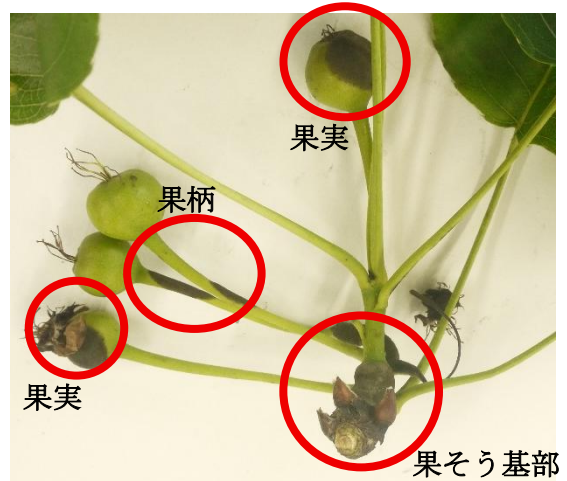


図2 果そう基部、果実、果柄でナシ黒星病が発生している果そう
(令和8年5月13日撮影)

5 防除対策

- (1) 園内をこまめに見回り、発病した果そう基部や果実（図2）等の除去を徹底し、園外に持ち出すなど適切に処分してください。
- (2) 本病に対する「幸水」果実の感受性は、満開後50日頃から90日頃（本年：6月上旬から7月中旬）に高まります。使用する薬剤は地域の防除暦等を参照し、薬剤の散布間隔があきすぎないように注意しましょう。
- (3) 薬剤は降雨前の散布を基本とし、散布ムラがないよう十分な量を散布してください。
- (4) 収穫前日数等の農薬使用基準を遵守してください。

● 情報内容への質問は、福島県農業総合センター安全農業推進部発生予察課（病害虫防除所）まで御連絡ください。本情報は、病害虫防除所ホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/>) でもご覧になれます。

TEL 024-958-1709 FAX 024-958-1727